

(別紙 1 - 7 ずわいがに日本海系群 A 海域)

第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群 A 海域 (以下「ずわいがに」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所又は主たる事業所その他の事務所の所在地がある者がずわいがにを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事から法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

2 管理年度途中における配分の基準

管理年度途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他県の知事管理区分との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の全量をただちに当該知事管理区分へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし